

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、事後審査型条件付一般競争入札共通事項を次のとおり公告する。本公告の内容は、四日市市が発注する工事（四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第2条第3号に定めるもの）を対象とする。

（本公告は、入札に係る工事等の概要及び個別公告で求める入札参加資格要件を除く、入札に参加するための基本的な要件を表記したものである。なお、個々の工事の概要及び入札参加資格要件は内容が決定しだい、別に公告する個別公告に記載する。）

1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 現行の四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であって、次に定める種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者

ア 建設工事 入札参加資格者名簿に個別公告に示す業種で登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者

イ 測量業務 入札参加資格者名簿に「測量」として登録されている者のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
ウ 建築物の設計業務 入札参加資格者名簿に「建築関係コンサルタント」として登録されている者のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者

エ 建設コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている者

オ 地質調査業務 入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されている者
カ 補償コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「補償関係コンサルタント」として登録されている者

(3) 建設業法第27条の23の規定の対象となる場合、個別公告で示す業種に関して有効期限内の経営事項審査を受けている者

(4) 公告から入札までの期間において、市から入札参加資格停止を受けていない者

(5) 次の各号に掲げる場合においては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている場合又は再生手続開始の決定がなされた場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている場合又は更生手続開始の決定がなされた場合

(6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者

(7) その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者

2 入札参加手続等

事後審査型条件付一般競争入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、参加資格を満たす者は、入札書に入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を同封して提出することにより入札参加できるものとする。

3 設計図書の販売

- (1) 設計図書は、上下水道局指定先で有料販売する。
- (2) 販売期間は、工事の公告の日から定められた期日までとし、同期間内に予約があったものについて販売する。

4 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、指定日までに書面により申し出ることができる。質問に対する回答は、上下水道局管理部総務課において供覧する。

5 入札方法

定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接上下水道局管理部総務課に持参した入札書は受け付けない。

6 現場説明会

工事の現場説明会は行わない。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約金額が500万円未満の場合は免除する。

9 入札書に記載する事項

- (1) 四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額並びに当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

1 0 参加資格確認申請書等

当該工事に配置予定の技術者の氏名等を入札参加資格確認申請書に記入し、入札書に同封すること。なお、配置予定技術者は予備を含め、2人まで記載することができる。

また、工事の施工実績書等入札参加資格確認に必要な書類の提出を求めた工事については、それらを入札書に同封すること。

1 1 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を書面で上下水道局管理部総務課に提出すれば辞退することができる。
- (3) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。

1 2 入札（開札）の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から、入札立会人1者を選定し、該当者に電話により連絡する。

1 3 簡易審査

開札の前に業種登録、対象ランク又は総合点、完成工事高、建設業許可の種類、住所要件について簡易審査を行い、公告の際に提示した条件を満たさない者の行った入札は無効とする。

1 4 開札

予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。

1 5 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された参加資格確認申請書等を審査した結果、入札参加資格を満たしていることが確認された場合、当該落札候補者を落札者と決定し、速やかに落札決定をした旨を通知するものとする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが確認された場合、又は、参加資格確認申請書等に不備があった場合、当該落札候補者は失格とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、資格を満たす者が現れるまで順次審査を行うものとする。
- (3) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に速やかにその旨を通知するものとする。

1 6 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもの及び本公告13簡易審査の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったもの
- (2) 入札金額を訂正したもの
- (3) 入札書の宛名が違ふもの
- (4) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したもの
- (5) 入札書の郵送到着期限を過ぎて到着したもの
- (6) 同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの
- (7) 同一の入札について、複数の封筒を提出したもの
- (8) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの
- (9) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの
- (10) 工事費内訳書（建設工事関連業務の場合は業務委託費内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの
 - ア 工事費内訳書が同封されていないもの
 - イ 入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された金額が異なるもの
 - ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの（スクラップ控除及び千円未満の端数処理を除く）
 - エ 記載すべき項目が欠けているもの
 - オ その他不備のあるもの
- (11) 予定価格の10分の1に満たない金額で入札したもの

1 7 その他

一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札決定事務を妨げないものとする。又、くじ引きについても同様とする。

附 則(平成22年4月1日上下水道局告示第11号)

この告示は、告示の日から施工し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則(平成23年6月1日上下水道局告示第14号)

この告示は、平成23年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則(平成24年3月30日上下水道局告示第15号)

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則(平成26年3月20日上下水道局告示第24号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則(平成27年3月24日上下水道局告示第13号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事に適用する。

附 則（平成31年4月25日上下水道局告示第22号）
この告示は、令和元年5月1日から施行し、同日以降に公告する工事に適用する。

（上下水道局管理部総務課）